

奥田家住宅及び史跡山科本願寺跡公園管理業務委託仕様書

1 委託業務名

奥田家住宅及び史跡山科本願寺跡公園管理業務

2 委託期間

契約の日から令和5年3月31日（金）まで

3 業務目的

本業務は、「京都を彩る建物や庭園」選定建物（第3-054）である「奥田家住宅（奥田分家）」及び奥田家が所有・保存していた土塁をはじめ、山科本願寺の重要な遺構を保存・整備した「史跡山科本願寺跡公園」の一体的で良好な環境を維持・管理し、価値を将来に継承するために普及啓発及び人材育成に努めるものである。

4 業務内容

上記事業を実施するため、次の業務を行うこと。

- ・草刈り 2回/年 以上
- ・危険木伐採
- ・小規模修繕
- ・機械警備保障業務（警備会社との契約）
- ・公共用トイレの維持管理
- ・見回り監視
- ・フェンス，境界標，土塁等の定期的な観察
（異常があれば，文化財保護課へ通報）
- ・光熱水費の支払

上記事業を円滑に実施するために、次の項目について提案すること。

- ・建物及び史跡公園の保全及び両施設を活用した人材育成について
- ・奥田家住宅の用途は「事務所」であるが、その中で最大限可能な普及啓発について
- ・地元町内会との積極的な関わりについて

業務遂行にあたっての注意点

- ・奥田家住宅を含む当該地全体は、史跡山科本願寺跡及び南殿跡であることから、史跡の保存に影響を及ぼす行為について禁止する。
- ・奥田家住宅の内、建築当初の状況が比較的良好に残る「ザシキ」「ナカノマ」「玄関」については、文化財保護課が普及啓発活動で使用する場合があるため、その使用に当たって積極的に協力することを了解のもと提案すること。

5 業務の進め方について

- (1) 受注者は、契約成立後、4月下旬までに業務遂行計画書を提出すること。
- (2) 受注者は、業務内容及び提案内容について、四半期毎に業務遂行状況報告書を提出す

ること。

6 提出書類等

- (1) 受注者は業務完了時に次の書面を速やかに提出しなければならない。
 - ア 完了通知書 1部
 - イ 前期末及び後期末の請求書 1部
- (2) 受注者は、その他発注者の求めに応じ、必要な書類を提出しなければならない。

7 委託料の支払

前期末（9月末日）及び後期末（3月末日）に受託者からの請求により支払う。
なお、前金払は行わない。

8 その他

- (1) 留意事項
受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき本市が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
本市は、契約を解除した場合は、契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。
- (2) 個人情報等の保護
受託者は、個人情報保護法の遵守はもちろんのこと、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (3) 損害賠償
委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。